

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の八十二・五
  - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十六
  - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十九・五
  - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四・七五
- 3 5 略

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の六十七・五
  - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十四
  - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十・五
  - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十・二五
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四八、九〇〇円
	二	三六七、二〇〇円
二	一	四二三、七〇〇円
	二	四三四、一〇〇円
	三	四四四、四〇〇円
	四	四五四、七〇〇円
	五	四六五、一〇〇円

級	号給	給料月額
一	一	三四七、五〇〇円
	二	三六五、九〇〇円
二	一	四二二、四〇〇円
	二	四三三、七〇〇円
	三	四四三、〇〇〇円
	四	四五三、三〇〇円
	五	四六三、六〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二六八、五〇〇円 二七五、九〇〇円
二	五 四 三 二 一	三一一、四〇〇円 三一九、〇〇〇円 三二六、五〇〇円 三三四、一〇〇円 三四一、七〇〇円 三六九、七〇〇円 三七八、一〇〇円 三八六、五〇〇円 三九四、九〇〇円 四〇〇、五〇〇円
三	五 四 三 二 一	四〇〇、五〇〇円

三	四 三 二 一	五四三、九〇〇円 五三六、四〇〇円 五二八、九〇〇円 五一七、六〇〇円 四九九、五〇〇円 四九二、六〇〇円 四八五、七〇〇円 四七五、四〇〇円
	九 八 七 六	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二六六、六〇〇円 二七四、二〇〇円
二	五 四 三 二 一	三〇九、九〇〇円 三一七、五〇〇円 三二五、〇〇〇円 三三二、六〇〇円 三四〇、一〇〇円 三六八、三〇〇円 三七六、六〇〇円 三八五、〇〇〇円 三九三、四〇〇円 三九八、九〇〇円
三	五 四 三 二 一	

三	四 三 二 一	五四二、四〇〇円 五三四、九〇〇円 五二七、四〇〇円 五一六、二〇〇円 四九七、八〇〇円 四九一、〇〇〇円 四八四、二〇〇円 四七三、九〇〇円
	九 八 七 六	

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の七十五
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十五
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十二・五

附則

12 略

（給料月額の特例）

13 一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する地域手当が支給される間は、新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」とす

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の八十二・五
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十六
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十九・五
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四・七五

附則

12 略

（給料月額の特例）

13 一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する地域手当が支給される間は、新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」とす

14  
～  
22  
略  
る。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	二 一	三四一、九〇〇円 三五九、八〇〇円
二	一 二 三 四 五 六 七 八 九	四一五、二〇〇円 四二五、三〇〇円 四三五、四〇〇円 四四五、六〇〇円 四五五、七〇〇円 四六五、八〇〇円 四七五、九〇〇円 四八二、七〇〇円 四八九、五〇〇円
三	一 二 三 四	五〇七、二〇〇円 五一八、二〇〇円 五二五、六〇〇円 五三三、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一 二	二六五、四〇〇円 二七〇、五〇〇円

14  
～  
22  
略  
る。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	二 一	三四八、九〇〇円 三六七、二〇〇円
二	一 二 三 四 五 六 七 八 九	四二三、七〇〇円 四三四、一〇〇円 四四四、四〇〇円 四五四、七〇〇円 四六五、一〇〇円 四七五、四〇〇円 四八五、七〇〇円 四九二、六〇〇円 四九九、五〇〇円
三	一 二 三 四	五一七、六〇〇円 五二八、九〇〇円 五三六、四〇〇円 五四三、九〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一 二	二六八、五〇〇円 二七五、九〇〇円

三	二
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一
三九二、六〇〇円 三八七、二〇〇円 三七八、九〇〇円 三七〇、七〇〇円 三六二、四〇〇円	三〇五、二〇〇円 三一二、七〇〇円 三二〇、一〇〇円 三二七、五〇〇円 三三五、〇〇〇円

三	二
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一
四〇〇、五〇〇円 三九四、九〇〇円 三八六、五〇〇円 三七八、一〇〇円 三六九、七〇〇円	三一一、四〇〇円 三一九、〇〇〇円 三三六、五〇〇円 三三四、一〇〇円 三四一、七〇〇円